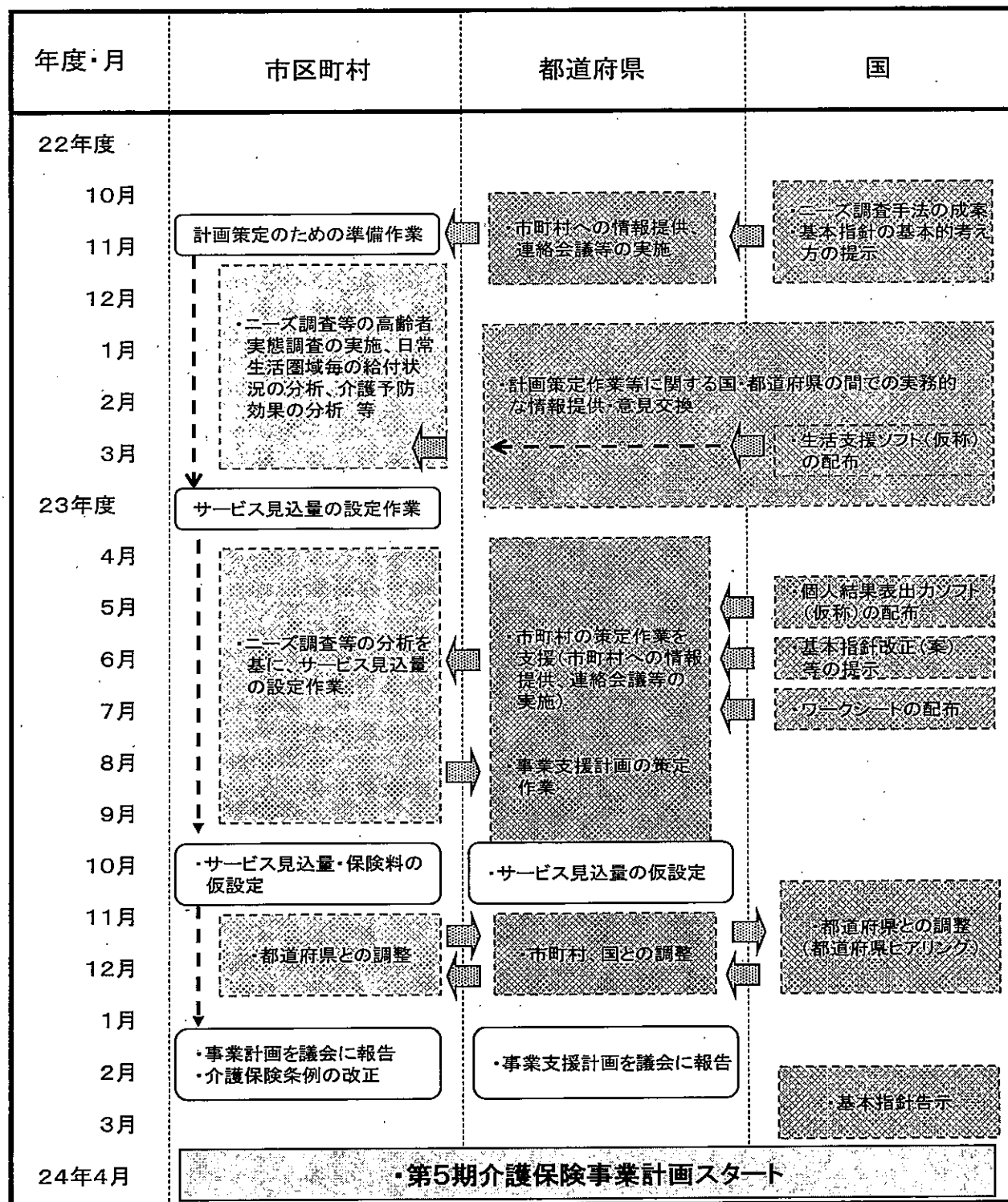


6. 第5期計画の策定に向けた主なスケジュール（予定）

- 現時点で想定される第5期計画の策定に向けた主な予定は、地方自治体の事務実施に支障を生じないこと等に留意のうえ、次のようなスケジュールを考えている。

第5期介護保険事業計画の策定スケジュール（イメージ）



7. 生活支援ソフト（仮称）の配布について

日常生活圏域ニーズ調査の対象となった高齢者の状況について様々に分析し、支援の必要性等を検討しやすくするための「生活支援ソフト」（仮称）を、第5期計画におけるサービス量の見込み等を円滑に行うことを支援する観点から、本年3月中を目途に保険者に無償提供する予定である（別添参考資料3）。

8. 個人結果出力システム（仮称）の配布について

日常生活圏域ニーズ調査を回答された個人ごとにアドバイスを掲載した個人結果表を作成して返送することで、個人が自身の生活習慣を振り返り健康への意識を高めるきっかけとなることがモデル事業の結果から報告されている。

このため、日常生活圏域ニーズ調査の結果を高齢者に情報提供するための「個人結果表出力システム」（仮称）を、保険者における個別ケアの推進を支援する観点から、本年5月以降を目途に保険者に無償提供する方向で現在調整中である。

9. 介護保険事業計画の策定テキストについて

保険者における第5期計画の策定事務を円滑に行うことを支援する観点から、本年4月を目途に保険者へ情報提供する予定である。

（参考）介護保険事業計画の策定テキストの目次の構成（イメージ）

- ◆ 第5期事業計画の策定にあたって、次に掲げる目次項目に対し、その作成手法や明記する事項に関するポイント等を解説するイメージ。

《総論》

I 計画策定にあたって

- 第1節 計画策定の背景
- 第2節 計画の課題
- 第3節 計画の理念・目的・基本方針
- 第4節 法令等の根拠
- 第5節 計画策定に向けた取組及び体制
- 第6節 計画の期間
- 第7節 他制度による計画等の整合調和（地域包括ケア計画のイメージ）
- 第8節 計画推進に向けて

II 高齢者・要介護認定者（要支援）の現状

第1節 高齢者の現状

第2節 要介護（要支援）認定者の現状

第3節 日常生活圏域ニーズ調査（詳細な高齢者生活実態調査）

III 介護保険事業の現状

第1節 給付実績（分析含む）の現状

第2節 サービス資源（基盤）の現状（計画基盤整備実績含む）

IV 介護保険事業計画の概要

第1節 人口及び被保険者数の推計

第2節 要介護（要支援）認定者数の推計

第3節 サービス利用者数及び利用量の見込みの推計

V 介護給付費等対象サービスの計画

第1節 居宅サービス（介護給付）

第2節 地域密着型サービス

第3節 介護予防サービス

第4節 施設サービス

第5節 各サービス別給付費の推移

VI 地域支援事業

第1節 地域支援事業の現状（地域包括支援センター及び各事業別記載）

第2節 地域支援事業の展開（推計：各事業別「地域生活支援サービス」）

VII 重点的に取り組む事が望ましい事項（別冊の事例集）

第1節 高齢者に相応しい住まいの計画的な整備

第2節 在宅医療の推進

第3節 認知症支援策の充実

第4節 生活支援サービス

※ これらの重点事項にどのように取り組むことが考えられるかについて、一部自治体の先進事例等に基づき、今後、例示的に解説する予定。

VIII 第1号被保険者保険料の見込み

IX サービス基盤整備（広域分・地域密着分）

X 互助・インフォーマルな支援計画

10. 施設・居住系サービスの定員設定と指定拒否の仕組み（以下「総量規制」という。）の規制・制度改革の状況について

介護総量規制の緩和については、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）における内閣府の参考資料の中において、今後行政刷新会議規制・制度改革に関する分科会において引き続き検討する事項とされたところ。

その後、平成23年1月26日には行政刷新会議の規制・制度改革に関する分科会において検討項目とされたため、現在協議を行っているところである。

本事案については、地方自治体にとって計画的なサービスの整備と介護保険財政に深く関わる案件であるため、あらためて情報提供するとともに、貴管内の市区町村に対しても、その周知方宜しく願います。

今後、内閣府との折衝等、状況の変化があれば実情に応じ適宜情報提供を行う予定。

総量規制について

- 総量規制とは、介護保険法第117条及び第118条に基づき介護保険事業計画に定めた定員数に既に達しているが、又は当該申請に係る指定によってこれを超える場合、その他計画の達成に支障が生じるおそれがあると認める場合には、都道府県知事・市町村長は事業者の指定等を拒否できるとされている。

＜対象サービス（地域密着型サービスを含む。）＞

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・介護専用型特定施設
- ・認知症高齢者グループホーム

※混合型特定施設（任意）

介護保険制度の見直しに関する意見 （社会保障審議会介護保険部会（H22.11.29））（抜粋）

- ◎ なお、現行の施設・居住系サービスの定員設定と指定拒否の仕組み（いわゆる「総量規制」）については、保険者が地域の高齢者のニーズを踏まえて施設・居住系サービスの基盤を一体的かつ計画的に整備するために有効に機能している重要な制度であり、今後も現行制度の規制の内容や対象をそのまま維持する必要がある。